

## 国立大学法人東京海洋大学次世代育成支援対策推進行動計画

国立大学法人東京海洋大学において、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立支援等のための雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間

2. 内 容

【子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立支援等のための雇用環境の整備】

**目標1：育児休業等子育て支援制度の周知と利用促進を図る。**

＜対策＞

- ① 育児休業等子育て支援に係る、現行制度について周知・啓発に努める。
- ② 育児を行う職員が育児休業をはじめ、各種制度が利用し易いような環境整備に努める。

**目標2：育児支援について制度の充実を図る。**

＜対策＞

- ① 配偶者の就労状況等にかかわらず、育児休業等を取得できることを可能にする。
- ② 育児期の職員から申請があった場合には、所定外労働を免除するなどの、労働時間の緩和を図る。
- ③ 育児休業等子育て支援に係る現行制度について、運用面を含め、必要に応じて制度を見直す。

**目標3：育児休業中の情報提供及び復帰に向けた講習等の導入を検討する。**

＜対策＞

- ① 育児休業中の職員に対して、大学の概要等を送付するなど、情報提供に努める。
- ② 育児休業中の職員に対して復帰後あるいは復帰に向けた講習等の導入について検討する。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

**目標4：週1回のノー残業デー（定時退勤日）を引き続き実施するとともに、仕事と生活の調和に向けた意識の醸成を図るための措置を検討する。**

＜対策＞

- ① ノー残業デー（定時退勤日）についてメール等にて職員に周知を行う。
- ② 管理職員にノー残業デー（定時退勤日）に関して啓発活動を行い、ノー残業デー（定時退勤日）の徹底を図る。
- ③ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供や講演等の実施を検討する。